○農林水産省告示第二千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字下野宮字月貫沢四九、四九の一、字橋ケ沢口三三、三三の一、三四、字橋ケ沢入四八、四八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県東茨城郡城里町大字塩子字ハヂ四九八、五〇九から五一一まで、五一三、五三三の一、五三四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び城里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市上臼井字平原一七一二・字城ノ辻二一六〇の三・二二一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字滝ノ西三一八九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

立体的区域の区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東京都世田谷区喜多見八丁目二〇一四番三から同区喜多見六丁目二五四七番一一まで	最大　六一	二三八
	最小　〇	
東京都世田谷区成城四丁目一七五四番一から同区成城四丁目一九八三番一二まで	最大　四三	三七二
	最小　〇	

○国土交通省告示第九百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年六月十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年十月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17561	ランドローバー ABA—LW3S A	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
17562	〃 ABA—LW5S A	〃	〃
17563	〃 ABA—LG3S B	〃	〃

○国土交通省告示第九百二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年六月二十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年十月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17564	メルセデス・ベンツ RBA— 207336	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号
17565	〃 メルセデス・ベンツ RBA— 207436	〃	〃

○国土交通省告示第九百二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年六月二十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年十月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17566	ホンダ DBA— GK3	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号
17567	ホンダ DBA— GK4	〃	〃
17568	ホンダ DBA— GK5	〃	〃
17569	ホンダ DBA— GK6	〃	〃